

平成22年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

平成22年7月29日瑞穂町教育委員会第7回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 戸田 祐佳 君 ・ 2番 森田 義男 君 ・ 3番 吉野 ゆかり 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 教育総務課長 村野 香月 君 ・ 社会教育課長 横沢 真 君 ・
社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君 ・ 学校指導課指導主事 富田 聖和 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 1名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第27号 教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令

日程第4 議案第28号 平成23年度使用小学校教科用図書の採択について

- 日程第5 議案第29号 平成23年度使用中学校教科用図書の採択について
日程第6 議案第30号 平成23年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について
日程第7 議案第31号 平成23年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について
日程第8 報告事項1 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について
日程第9 報告事項2 瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の全部改正について

開会 午前9時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番戸田委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2 委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。1点追加をお願いいたします。6月24日木曜日羽村瑞穂地区学校給食組合教育委員会を追加願います。今までの報告で、何かご質問がありましたらお願いいたします。

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3 議案第27号教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第27号教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。育児を行う職員の超過勤務を免除する事務等を校長又は副校長に委任するため、教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

教育部長 議案第27号教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令についての詳細をご説明申し上げます。

本案は、育児を行う職員の超過勤務を免除する事務等を校長又は副校長に委任するため、訓令の改正をする必要があるため、提案するものです。具体的には、新旧対照表をご覧ください。まず、1ページ目の改正前、第2条第1項第4号中の「深夜勤務」を「深夜勤務及び超過勤務」に改め、同項に次の第13号「育児を行う副校長の超過勤務の免除に関する事。」を加えるものです。これは育児を行う副校長の超過勤務の制限や免除を校長に委任するものです。

次に第2条第2項第3号中の「深夜勤務」を「深夜勤務及び超過勤務」に改め、同項に次の第11号「育児を行う職員（副校長を除く。）の超過勤務の免除に関する事。」を追加するものです。これは教員及び学校事務職員の超過勤務の制限や免除を副校長に委任するものです。

この訓令は、発令の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年7月1日から適用するものです。以上、詳細の説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第27号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第27号を原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第27号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第4 議案第28号平成23年度使用小学校教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第28号平成23年度使用小学校教科用図書の採択についての提案理由のご説明を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、平成23年度使用小学校教科用図書を採択する必要があるもので、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

指導主事 説明いたします。今年度は、平成23年から完全実施される新しい学習指導要領（平成20年3月告示、平成23年4月施行）に基づき、小学校教科用図書につきましては、新たな検定本の中から4年に1度の採択替えの年になっています。教科用図書の採択につきましては、各教育委員会がそれぞれ独自に採択することとなっていますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区が二つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことになっております。従いまして、今回の平成23年度使用小学校教科用図書の採択に当たりましては、西多摩郡4町村の教育委員長、教育長の8名で構成される、西多摩地区教科用図書採択協議会が設置され、4月26日に第1回目の会議を行ないました。その後、採択協議会から調査委員会へ調査を依頼、さらに調査委員会から各教科専門部会へ調査を依頼し、それぞれの調査・報告を経まして、7月21日に開催されました第2回目の協

議会で調査委員長，各教科専門部会長からそれぞれの図書の内容，構成・分量，表記・表現，使用上の便宜などの詳細の説明を受け，質疑を行なったのち，教科書が採択されました。西多摩郡の場合，郡の地区採択をいたしましたので，同一の教科用図書を使用することになっており，西多摩地区教科用図書採択協議会で採択されました教科用図書につきましてご審議いただき，ご決定いただくこととなっております。

資料といたしましては，西多摩地区教科用図書採択協議会で調査委員会を経て提出されました，調査委員会における調査研究報告書と西多摩地区教科用図書採択協議会の選定理由書を併せて配布しております。それでは，選定理由書等に基づき，採択協議会で選定されました理由を別紙資料のとおりご覧いただきたいと存じます。選定された教科書についてですが，国語については，東京書籍，学校図書，三省堂，教育出版，光村図書出版の5社の教科書を調査し，光村図書出版が採択されました。

続きまして書写ですが，東京書籍，学校図書，三省堂，教育出版，光村図書出版，日本文教出版の6社のものを調査し，光村図書出版が採択されました。

社会につきましては，東京書籍，教育出版，光村図書出版，日本文教出版の「小学生の社会」，日本文教出版の「小学社会」の4社5種類の教科書を調査いたしました。日本文教出版は2冊ありますが，1冊は大阪書籍が民事再生法での再生手続きで日本文教出版に引き継が行なわれたものです。結果は，教育出版が採択されました。

続きまして地図帳ですが，東京書籍，帝国書院の2社のものを調査し，帝国書院が採択されました。

算数につきましては，東京書籍，大日本図書，学校図書，教育出版，新興出版社啓林館，日本文教出版の6社の教科書を調査し，学校図書が採択されました。

理科につきましては，東京書籍，大日本図書，学校図書，教育出版，信濃教育会出版部，新興出版社啓林館の6社の教科書を調査し，大日本図書が採択されました。

生活につきましては，東京書籍，大日本図書，学校図書，教育出版，信濃教育会出版部，光村図書出版，新興

出版社啓林館，日本文教出版の8社の教科書を調査し，東京書籍が採択されました。

音楽につきましては，東京書籍，教育出版，教育芸術社の3社の教科書を調査し，教育芸術社が採択されました。

図画工作につきましては，東京書籍，開隆堂出版，日本文教出版の3社の教科書を調査し，日本文教出版が採択されました。

家庭につきましては，東京書籍，開隆堂出版の2社の教科書を調査し，東京書籍が採択されました。

体育につきましては，東京書籍，大日本図書，文教社，光文書院，学研教育みらいの5社の教科書を調査し，学研教育みらいが採択されました。以上で報告と説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

吉野委員 専門部会員の選定はどのようにしているのでしょうか。

指導主事 小学校教育研究会と協力して選出しています。

森田委員 学習指導要領が改訂されますが，小学校5・6年生における外国語活動があります。文科省はALTの活用という考えだと思ふ。小学校の教員の英語の力はどのような状況でしょうか。文科省は英語ノートを配付するという考えがあったが，事業仕分けの影響を受けている。教科書がない科目ということで，英語ノートに代わるものがあるのでしょうか。また，何か方向性があるのでしょうか，あるいは採択において議論はあったのでしょうか。

指導主事 英語ノートは文科省から以前配付されました。また，文科省のホームページからダウンロードできます。また，文科省は教材集の開発中であり，9月ごろ小中学校に配付される予定です。採択過程においては特に議論はありませんでした。

教育部長 外国語活動は，平成20年度から計画し，平成23年以降にあわせ準備している状況です。

戸田委員 4年間使用してきた教科書には慣れが教員にあると思ふ。そのあたりが検討に影響がでるのでしょうか。また，

どの出版社にも良い点・悪い点があると思います。どの点を重視して選定したかを教えてください。

指導主事 使いやすさということも理由の1つになりますが、今回は学習指導要領の改訂もあり、新しい学習指導要領に沿っているかが選定の重要なポイントとなりました。

大澤委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第28号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第28号を原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第28号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第5 議案第29号平成23年度使用中学校教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第29号平成23年度使用中学校教科用図書の採択についての提案理由のご説明を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、平成23年度使用中学校教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

指導主事 説明いたします。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、昨年度、中学校で使用する教科用図書の採択替えをしたところです。また、今年度は、第14条にあるように、政令に定める4年間は、同一の教科用図書を使用しなければならないということで、中学校につきましては、平成23年度は、昨年度新たに採択いただきました同様の教科用図書を採択することになります。そのため、別紙一覧表のとおり教科用図書を平成23年度も中学校で使用する教科用図書として認めていただくということになります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第29号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第29号を原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第29号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第6 議案第30号平成23年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第30号平成23年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択についての提案理由のご説明を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成23年度使用小学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

指導主事 説明いたします。平成23年度使用小学校特別支援学級使用教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、採択していただくということでございます。

特別支援学級においては、学校教育法第34条第2項に教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができるという規定があります。この規定に基づき、教科用図書を選定しているところです。一般図書一覧が送られてきてまして、その中から、学校で子どもたちの実態に応じて選定しています。

国語は、同成社の「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』」で、文字のことや発音、発語、読み書きなど分かりや

すく作成されています。そして、学習研究社の「レインボーことば絵じてん」で、すべての言葉に絵がついているので、学習に適しています。

書写は、あかね書房の「もじのえほん」で、まだ習字をする段階ではありませんので、「かたかなアイウエオ」など、絵本を取り入れながら、楽しく言葉を学んでいくという教科書です。そして、ひさかたチャイルドの「わらべきみかのスキンシップ絵本 かたかなアイウエオ」で、身近な言葉が多く、理解しやすいことです。太郎次郎社の「子どものしあげる手作り絵本 あいうえおあそび」は、楽しみながら学習できます。戸田デザイン研究室の「漢字えほん」と太郎次郎社の「漢字がたのしくなる本ワークシリーズ漢字がたのしくなる本ワーク2 あわせ漢字あそび」は、基礎的な学習ができます。

算数は、同成社の「ゆっくり学ぶ子のための『さんすう』」で、特別支援学級の子どもたちのために作られている本です。そして、くもん出版の「とけいカード」で、生活と関連づけた学習ができます。

音楽は、ひかりのくにの「たのしいあそび うたえほん」で楽しく分かりやすく、子どもたちの歌いやすいなじみの深い歌を練習できます。

図画工作は、ひかりのくにの「改訂版 体験を広げるこどものずかん どうぶつえん」で、興味・関心を高めることができます。

保健は、金の星社「やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの」と福音館書店「かがくのとも傑作集（わくわく・にんげん）きゅうきゅうばこ」で自分の体のことを知ったり、怪我をしたときの治療ができます。

生活は、偕成社の「子ども生活 マナーをきちんとおぼえよう！」とひかりのくに「202シリーズ たべもの202」、成美堂出版「いちばんわかりやすい小学生のための学習 世界地図帳」で児童に親しみやすい内容です。説明は以上です。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第30号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第30号を原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第30号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第7 議案第31号平成23年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第31号平成23年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択についての提案理由のご説明を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成23年度使用中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

指導主事 説明いたします。先ほど小学校の特別支援学級の教科用図書採択で説明したことと同様に、今度は平成23年度使用中学校特別支援学級の採択をお願いいたします。

国語は、偕成社の「五味太郎・言葉図鑑 つなぎことば」で生徒の実態に合った内容です。

書写は、太郎次郎社の「漢字がたのしくなる本 ワーク あわせ漢字あそび」で、内容がていねいに取り上げられています。

社会は、岩崎書店の「知識の絵本1 ちずあそび」と成美堂出版の「いちばんわかりやすい小学生のための学

習 日本地図帳」調べ学習に役立つ日本の地図」で、日本全般の理解を深められることで選定されています。

数学は、東洋館出版の「暮らしに役立つ 数学」で、基本的な数学の基礎を形成できることで選定されています。

理科は、福音館書店の「科学シリーズ じめんのうえとじめんのした」ということで、身近な事象に関心をもたせることができるということで選定しています。

音楽は、ドレミ楽譜出版社の「保育名歌 こどものうた100選」で生徒の興味を引く内容が取り上げられています。

美術は、ポプラ社の「ペーパーランド 色セロハンでつくろう」と学習研究社の「あそびのおうさまずかん 12 リサイクルこうさく」で身近な物を取り上げた内容となっています。

保健体育は、福音館書店の「かがくのとも傑作集 きゅうきゅうばこ」で、自分の体を知ることや簡単な応急処置等を身に付けさせることができるようなものを選定しています。

技術家庭は、偕成社の「子どもマナー図鑑1 ふだんの生活のマナー」と同じく偕成社の「子どもマナー図鑑2 食事のマナー」で、料理を作ったり、食事を人とするときのマナーなどを楽しく学べる内容になっております。

英語は、教学研究社の「小学生英語の勉強室 ABCのおけいこ」と学研研究社の「新・学研の英語ずかん5巻 おもしろかいわ場面別表現集」で、子どもが興味関心をもてるような学習を進められるようになっております。説明は、以上です。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

吉野委員 保健体育において、小学校も中学校も「きゅうきゅうばこ」を採用していますが、内容的に重要なため選定しているのでしょうか。

指導主事 その点につきましては、特に詳しくは伺っておりません。

戸田委員 中学校は3年間で卒業します。そうすると4年に1回の採択となるとずっと同じものになってしまうと思います。特別支援学級も4年に1回の採択となるのでしょうか。また、理科においては、「じめんのうえとじめんのした」だけですが、他の分野も指導しているのでしょうか。

教育部長 特別支援学級は毎年採択しています。児童・生徒の状況を見ながら学校で選定し教育委員会にあげてきています。

指導主事 自作の教材を活用するなど、子どもたちにあわせて教員がいろいろと工夫しています。1冊だけで指導しているということはありません。

大澤委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第31号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第31号を原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第31号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第8 報告事項1 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項1 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正しましたので、報告します。詳細につきましては、担当者に説明させますのでよろしく願います。

教育総務課長 説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。まず、第2条第3号中で、「住所を有し」の次に「、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町の住民基本台帳に記録され、又は外国人

登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録原票に登録されている者で」を加えます。そして次に漢字の「者」をひらがなに改めます。次に、第6条第3項中で、「瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」の次に「(平成22年告示第116号)」を加えます。次に、別表第2（第5条関係）ですが、補助金を増額します。所得基準は5段階に分かれておりますが、それぞれ第1子については、月額1,000円の増額、第2子以降は、月額2,000円の増額をして、金額を改正しています。附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の規程は、平成22年4月1日から適用するものです。以上、簡単ですが、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづいて、日程第9 報告事項2 瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の全部改正について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項2 瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の全部改正について、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を全部改正しましたので、報告します。詳細につきましては、担当者に説明させますのでよろしくお願います。

教育総務課長 説明いたします。瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、既に制定してありましたが、今回、文書法制上、多くの箇所での文言の整理が必要であり、全部改正とさせていただきます。

まず、第1条の目的ですが、この要綱は、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者が負担すべき入園料並びに保育料及び授業料等を減免する私立幼稚園の設置者に対し、予算の範囲内で私立幼稚園就園奨励費補助金を交付することにより、保護者の負担の軽減を図り、もって幼稚園教育の振興及び充実に資することを目的とするものです。

第2条では、用語の意義を定めるものです。第3条では、補助対象者について、第4条では、補助金の額についてそれぞれ定めるものであります。

第5条では、交付申請について、第6条では、交付決定についてそれぞれ定めるものです。第7条では、請求及び領収について、第8条では、実績報告についてそれぞれ定めるものであります。第9条では証拠書類の整備について定めるものであります。

第10条では、補則について、第11条では、委任についてそれぞれ定めるものであります。附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものであります。以上、簡単ですが、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項2を承認いたします。以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成22年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時48分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員